



秋田県公報

目次

告示

○生活保護法による医療機関の指定(八八・福祉政策課).....	1
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八九・福祉政策課).....	1
○生活保護法による介護機関の指定(九〇・福祉政策課).....	1
○生活保護法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(九一・水産漁港課).....	2
○建築基準法による指定確認検査機関に対する確認検査業務に対する監督命令(九二、九三・建築住宅課).....	2
○一般競争入札の実施(子育て支援課).....	3
○県営土地改良事業の換地処分(鹿角地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の役員退任及び就任の届出(仙北地域振興局)	

農林部.....	3
----------	---

秋田県告示第八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
柴田歯科医院	柴田貞彦	雄勝郡羽後町字川原田三十一	歯科、矯正歯科	平成二十年一月十一日

秋田県告示第八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	廃止年月日
柴田歯科医院	柴田貞彦	雄勝郡羽後町西馬音内字川原田十一十六	平成二十年一月十日

秋田県告示第九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホームテンダーヒルス	社会福祉法人あけとおり会	大仙市内小友字明通三十六番二	介護老人福祉施設	平成十九年十二月一日
さわやか桜館	株式会社さわやか倶楽部	仙北市角館町西長野中泊百二十六―二	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護	平成十九年十月一日

グループホームすずめだて	有限会社すずめだて 取締役	南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原八十八番地五	南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原八十八番地五	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年二月六日
すずめだて	有限会社すずめだて 取締役	南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原八十八番地五	南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原八十八番地五	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十年二月六日
東成瀬村地域包括支援センター	東成瀬村長	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三十番地一	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三十番地一	介護予防支援事業	平成十八年四月一日
ハッピーライフあんど	有限会社ハッピーライフ 代表取締役	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目二番地五十	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目二番地五十	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十年二月一日
デイサービス森こしの丘	マウンドストーン株式会社 代表取締役	大仙市協和船岡字森越十一番地十四	大仙市協和船岡字森越十一番地十四	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年一月一日
マウンドストーン株式会社	マウンドストーン株式会社 代表取締役	大仙市協和船岡字森越十一番地十四	大仙市協和船岡字森越十一番地十四	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年一月一日

秋田県告示第九十一号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意があったものと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十年二月二十六日

秋田県告示第九十二号

岩城加入区
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）
平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

第七十七条の三十第一項の規定により、次のとおり指定確認検査機関に対し、確認検査業務に関し監督命令を行ったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十年二月二十六日
秋田県知事 寺田典城

財団法人秋田市総合振興公社	理事長 佐藤英實	秋田市河辺豊成字虚空内蔵大台滝一番地一	法第六条の二第二項の規定により確認済証の交付を行った建築物の計画について、建築基準関係規定に適合しないと認められ、同条第十一項の規定により確認済証が失効したため。	確認検査業務体制の強化を図る等、再発防止に向けた対策を講ずること。	平成二十年二月十八日
---------------	----------	---------------------	---	-----------------------------------	------------

秋田県告示第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七十七条の三十第一項の規定により、次のとおり指定確認検査

機関に対し、確認検査業務に関し監督命令を行ったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

機 関 名	代表者の氏名	事務所の所在地	命令の原因	命令の内容	命令年月日
-------	--------	---------	-------	-------	-------

株式会社秋田建築確認検査機関	代表取締役 大島由鶴	秋田市新屋日吉町九番五十二号	法第六条の二第二項の規定により確認済証の交付を行った建築物の計画について、建築基準関係規定に適合しないと認められ、同条第十一項の規定により確認済証が失効したため。	確認検査業務体制の強化を図る等、再発防止に向けた対策を講ずること。	平成二十年二月十八日
----------------	---------------	----------------	---	-----------------------------------	------------

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 借入物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ及びサーバ等 計十三台
 - (二) 借入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 契約期間
平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
 - (四) 借入物品の設置場所
秋田市山王中島町一番二号
秋田県児童会館事務室内
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者。
 - (二) 秋田県における物品の買入等の競争入札に参加する資格を有している者。
 - (三) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けた者。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県健康福祉部子育て支援課
(電話)〇一八一八六〇一三四一
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- 四 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年二月二十六日(火)から三月七日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所
平成二十年三月十三日(木)午前十時三十分
秋田県庁本庁舎地下一階会計管理課入札室
入札保証金
- 六 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 契約書作成の要否 要
 - (五) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (六) その他

詳細は、入札説明書による。

平成二十年二月十九日県営土地改良事業(二本柳地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名	秋田県知事 寺 田 典 城
仙北市田沢湖神代字戸伏八十三番地一	佐藤 乃三
字下生田百五十四番地三	佐藤 謙一郎
字生田中村二百五十九番地	三浦 嘉秋
字生田中村二百一十番地	高橋 政敏
田沢湖梅沢字森腰百九十番地一	山部 利雄
田沢湖神代字戸伏松原二百三十二番地二	細川 俊雄
字街道南八十二番地	藤原 正一
字堂ノ西百九十八番地	佐藤 昭雄
字荒川尻五十七番地	川井 義男
田沢湖小松字山崎百九十三番地二	伊藤 紀一
字羽根ヶ台八十四番地一	千葉 祐昌
角館町金山下七十五番地	中村 清悦
上野百三十八番地	高貝 寿孝
下川原二百九十一番地	佐藤 孝典
広久内下中川原前田百九番地	高橋 昭郎

二 就任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖神代字戸伏八十三番地一	佐藤 乃三
字下生田百五十四番地三	佐藤謙一郎
字生田中村二百一番地	高橋 政敏
字街道南八十二番地	藤原 正一
田沢湖梅沢字大石野三百五十一番地	大石 一夫
田沢湖神代字堂ノ西百九十八番地	佐藤 昭雄
字戸伏松原二百三十二番地二	細川 俊雄
田沢湖小松字山崎百九十三番地二	伊藤 紀一
字羽根ヶ台九十四番地一	小田島榮喜
角館町下川原二百九十一番地	佐藤 孝典
金山下七十五番地	中村 清悦
広久内下中川原前田百九番地	高橋 昭郎
三 退任理事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖神代字竹原百五十二番地	三浦 義捷
角館町大中嶋百二十八番地二	佐々木吉幸
田沢湖神代字勘解由屋敷十七番地二	草薨 博美
就任理事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖神代字荒川尻五十七番地	川井 義男
角館町大中嶋百二十八番地二	佐々木吉幸
田沢湖神代字竹原百五十二番地	三浦 義捷

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-insu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄